

青森県水稲等認定品種要領

平成14年11月18日制定

平成19年 3月29日改正

平成21年 3月26日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、米、小麦及び大豆の生産者が消費者等のニーズに迅速に対応し、自らの生産・販売戦略に基づき自主的に作付品種を選択することができるよう、奨励品種制度のほか、これを補完する制度として水稲、小麦及び大豆（以下「水稲等」という。）の認定品種制度を設けることとし、水稲等の認定品種の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(指定等)

第2条 農林水産部長は、次の各号のいずれかに該当する主要農作物の品種を認定品種として指定するものとする。

- (1) 作付地域又は用途を限定して県内での作付けを推奨すべき水稲等の品種
- (2) 奨励品種の指定前において市場調査を行うために試作する水稲等の品種
- (3) 遺伝資源として保存価値が認められる水稲等の品種

2 認定品種の指定は、次に掲げる種類ごとに行う。

- (1) 第1種認定品種前項第1号に掲げる水稲等の品種
- (2) 第2種認定品種前項第2号に掲げる水稲等の品種
- (3) 第3種認定品種前項第3号に掲げる水稲等の品種

3 農林水産部長は、前項各号に掲げる認定品種が当該各号に定める品種に該当しなくなったときは、その指定を取り消すものとする。

4 農林水産部長は、前3項の規定により認定品種を指定し、又は認定品種の指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、水稲にあつては水稲品種育成懇談会の意見を、小麦又は大豆にあつては青森県良品質麦・大豆生産流通協議会の意見を聞くものとする。

5 認定品種の種子は、地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「法人」という。）において生産し、及び管理するものとする。ただし、農林水産部長が法人以外において生産し、及び管理する必要があると認めたときは、この限りでない。

(公表)

第3条 農林水産部長は、第2条第1項及び第2項の規定により認定品種の指定をしたときは、認定品種の種類、作物名、名称、来歴、特性の概要及び指定の理由を公表するものとする。

2 農林水産部長は、第2条第3項の規定により認定品種の指定を取り消したときは、認定品種の種類、作物名、名称及び指定の取消しの理由を公表するものとする。

(台帳登録)

第4条 農林水産部長は、第2条第1項及び第2項の規定により認定品種の指定をしたときは、当該品種を青森県水稲等認定品種登録簿（別記様式）に登録するものとする。

2 農林水産部長は、第2条第3項の規定により認定品種の指定を取り消したときは、当該品種の登録を抹消するものとする。

附 則

この要領は、平成14年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月26日から施行する。

